

# クールジャパン・インバウンド外国人材の受入れ・就労促進

(外国人海外需要開拓支援等活動促進事業 特区法第16条の7)

## 活用する規制改革

### 現状

- ・クールジャパン・インバウンド外国人材に対し、その受入れニーズは急速に多様化・拡大
- ・クールジャパン・インバウンド外国人材の受入れについては、在留資格「技術・人文知識・国際業務」、「技能」の現行の上陸許可基準を満たす学歴又は実務経験がなければ、入国・在留が不可能

### 見直し後

- ・活動内容が「技術・人文知識・国際業務」又は「技能」に該当するクールジャパン・インバウンド外国人材の受入れについて、学歴や実務経験要件と同等の知識・技能等の水準を、国内外の資格・試験や受賞歴等で代替できるか否かを関係府省及び関係自治体が一体となって協議・検討し、その代替基準を満たす外国人材に入国・在留を認める仕組みを創設

## 具体的事業

### クールジャパン・インバウンド分野

アニメ分野、ファッション・デザイン分野、食分野 等



代替  
基準

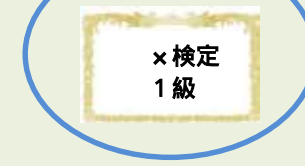
### 上陸許可基準

学歴 又は 実務経験

受賞歴



資格・検定



× 検定  
1 級

専門的な外国人材の  
一層の受入れ促進!

